

第 1 回専門委員会における指摘事項とその対応について

令和 4 年 9 月 30 日開催の「中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会（第 1 回）」（以下、専門委員会）において、指針（案）等について審議を行った。

その後、専門委員会でのご意見を踏まえて指針（案）等の修正を行い、同年 10 月 18 日付けで関係団体及び地方公共団体に対して通知を行った。（参考資料 4 - 1、4 - 2 参照）

なお、専門委員会においていただいた指針（案）等に対する主なご意見と、ご意見を踏まえた対応を表 1 に示した。表 1 中の資料略称は以下のとおりである。

- ・事業者による酸化エチレンの自主管理の促進の仕組みについて（案）
➡ 以下、「仕組み（案）」 という。

- ・事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針（案）
➡ 以下、「指針（案）」 という。

表 1 第 1 回専門委員会でもいただいた主なご意見とご意見を踏まえた対応

(1) 仕組み (案)

| 項目 | 主なご意見 | ご意見を踏まえた対応 |
|------------------|---|--|
| アウトサイダーについて | <ul style="list-style-type: none"> ・エチレンオキシドについては、事業者団体ベースでの取組が難しい、事業者団体に属さない事業者（アウトサイダー）はほとんどいないと考えて良いか。（亀屋委員） ・平成 29 年から令和元年の出荷量と業界団体のアンケートから推計した使用量を比較すると、使用量の方が 20～40 トン程度少ない。この差分についても対策しないと、事業者が対策をしても排出量が減らず、別の対策を取らないといけなくなる可能性がある。このような部分をきちんと抑えて、真面目に対策を行った事業者が損をみないように注意が必要である。（尾崎委員） ・事業者団体が前提の文章となっているが、アウトサイダーについてはこの内容で問題ないか。（井上委員） ・事業者団体のアウトサイダーは、非常に重要なご指摘だが、事務局の回答のとおり、滅菌・消毒用の出荷量と業界団体のアンケートで回答いただいた出荷量はほぼ一致している。何十トンの差はあるのでアウトサイダーの存在の可能性はゼロでないが、今のところ、ある程度の蓋然性をもって一致していると考えて良いのではないか。ただし、対策を進めても大気環境中の酸化エチレン濃度が下がらないということが起きてくれば、アウトサイダーをきちんと点検する必要がある。（鈴木委員長） | <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回専門委員会の資料 2－1 P. 7 に示す業界団体によるアンケート結果より、滅菌・消毒用の酸化エチレン出荷量と各事業所における推計使用量が概ね一致していることから、事業者団体に属さない事業者の事業者数及び排出量については、さほど多くないものと認識している。 ・一方、PRTR の届出情報などからこれらの業界団体及び日本化学工業協会等に所属していない事業者で排出量が比較的多い事業者が存在することも承知しており、このような事業者の把握については、業を所管する厚生労働省などの関係者と相談していく予定。 ・ご指摘を踏まえ、事業者団体だけでなく事業者団体に属さない事業者に対しても自主管理計画の作成等を求めることが分かるよう、②の「事業者団体」を「事業者団体等」に修正した。 |
| 事業者団体による目標設定について | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体が具体的な数値目標を設定するのか、国が目標値を示すのか。また、これまで他の物質について、今回の案と同じような事業者が目標を設定する方法で排出量は削減されたのか。（井上委員） | <p>有害大気汚染物質対策については、過去に他の物質で今回の自主管理促進の仕組みにより、事業者団体が目標値を含めた自主管</p> |

| 項目 | 主なご意見 | ご意見を踏まえた対応 |
|-------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自主管理ということなので目標設定については、逆に事業者による設定でないとできないというところでもあり、そうでないとやりにくい事業者もいると想像する。また、過去、他の物質について、同様の自主管理の枠組みが機能してきたのと同じように、今回も機能してくれることを期待し、特段ここでは記載しなくて良いと思う。(鈴木委員長) | <p>理計画に基づき排出抑制対策を実施した結果、取組対象物質の排出量が削減し、大気環境濃度が着実に改善された実績がある。そのため、今回も前回同様、国が目標値を定めることはせず、事業者が目標を設定することとした。</p> |
| 但し書きの内容について | <ul style="list-style-type: none"> ・但し書きで書かれている事業者団体の傘下にある事業者についても、事業者団体は、その傘下の事業者に取組方針をしっかりと周知して、取り組んでもらえるようにするということが分かるように、何か文言を足した方が良いと思う。(萩野委員) | <p>記載の内容で問題ないと判断し、現行案のままとした。</p> |

(2) 指針(案)

| 項目 | 主なご意見 | ご意見を踏まえた対応 |
|--------------------------------|--|--|
| 排出状況の把握と事業所周辺でのモニタリングの実施時期について | <ul style="list-style-type: none"> ・酸化エチレンのモニタリングを行う場合には、その周辺の事業者(病院、滅菌事業者、化学工業など)で実施している排ガス測定とタイムラグが発生しないようにすると良い。周りの自治体から声をかけるのか、業界団体から声をかけるのか、やり方は問わないが歩調を合わせて実施した方が良いと思う。(尾崎委員) ・2.(1)で、事業者が排出ガスの状況を把握するための排ガス測定については「モニタリング」ではなく、事業者による排出状況の把握、あるいは排ガスの測定という文言が適当ではないか。(萩野委員) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者による排出ガスの測定と自治体のモニタリングの実施のタイミングについては、効果的に実施できるよう今後、関係者と意見交換していく予定。 ・ご指摘を踏まえ、2.(1)の事業者が実施する排ガス測定について「モニタリング」を「測定」に修正した。 |
| 排出量削減の方法について | <ul style="list-style-type: none"> ・2.(2)で、「排出原単位の低減、排出量の削減等」は両方の対策を行うべきというように読めるが、大気排出量の削減が目的なので、「排出原単位の低減または排出量の削減等」に修正してはどうか。一方、手段は自主的に事業者に任してもらいたい。(尾崎委員) | <p>記載の内容で問題ないと判断し、現行案のままとした。</p> |

| 項目 | 主なご意見 | ご意見を踏まえた対応 |
|-------------------|---|--|
| 事業者団体のフォローアップについて | <ul style="list-style-type: none"> 「仕組み（案）」⑤の「事業者団体は事業者の自主管理の実施状況をフォローアップして、…」という内容は、指針にも記載した方が良いのではないか。（松本委員） | <p>本指針は事業者が実施すべき内容を記載したものであるため、現行案のままとした。</p> |
| 国の役割について | <ul style="list-style-type: none"> 国の役割についても指針に何か記載されている方が良いのではないか。（松本委員） | |
| 具体的な自主管理の方向性等について | <ul style="list-style-type: none"> 指針にもう少し具体的に何を目指して自主管理すれば良いかを書き込むことが可能か。または、指針を出す際に参考資料を付けて伝わりやすいようにすることは可能か。地方公共団体によるモニタリングで、その目標値を下回ることは必要だが、健康影響を考えると各排出口濃度や敷地境界での濃度がある程度低くないと十分ではないと思う。この辺りの考え方や方向性をどのように示すのか、あるいは示さなくても良いか。（菅田委員） | <p>いただいたご意見については今後の参考とし、引き続き関係者と意見交換させていただきたい。</p> |